

第6章



再犯防止啓発月間ポスター

民間協力者の活動の促進等、 広報・啓発活動の推進等のための取組

第1節

民間協力者の活動の促進等

1 民間ボランティアの確保

(1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】

警察は、2023年（令和5年）4月現在、少年警察ボランティアとして、少年補導員約4万6,000人、少年警察補助員約220人及び少年指導委員約6,000人を委嘱しているほか、2023年（令和5年）3月現在、大学生ボランティア約7,300人が全国で活動している。これらのボランティアの活動への理解や協力を促進するため、啓発資材の作成・配布、警察のウェブサイト^{*1}等を通じて、ボランティア活動に関する広報を行っている。

法務省は、“社会を明るくする運動”（【施策番号101】参照）の広報・啓発行事や、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス^{*2}を通じて更生保護ボランティア（【コラム7】参照）の活動を紹介したり、啓発資材を作成・配布したりすることによって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

また、法務省は、保護司の適任者確保や保護司活動への協力の促進を図るため、保護司が地域の関係機関・団体、民間企業等に対し、保護司活動等について紹介する保護司セミナー^{*3}に取り組んでいる。

(2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】

法務省は、地域の実情に応じ、保護司活動インターンシップ^{*4}を実施している。その内容は、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動に地域住民等が参加するものであるが、実際に保護司活動を体験することにより、保護司に対する理解が深まり、保護司の委嘱につながるなど一定の成果が見られている。

(3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】

法務省は、保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、保護司会と協力し、保護司候補者検討協議会^{*5}を開催している。同協議会は、特に保護司が必要な区域において開催され、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握した人を構成員として選定している。

※1 警察庁ウェブサイト「少年非行防止対策」URL
(<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/index.html>)



※2 更生保護ボランティアの活動を紹介するソーシャルネットワーキングサービス
法務省ツイッター (https://twitter.com/MOJ_HOUMU)
法務省保護局ツイッター (https://twitter.com/MOJ_HOGO)
法務省保護局インスタグラム (https://www.instagram.com/moj_kouseihogo/)



※3 保護司セミナー
保護司が地域の関係機関・団体、民間企業等に対し保護司活動等について紹介することにより、保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司適任者を確保する間口の拡大及びそれら団体等の保護司活動への協力を促すことを目的としているもの。都道府県保護司会連合会により開催されている。

※4 保護司活動インターンシップ
地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的として、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する方々に保護司活動を体験する機会を提供するもの。

※5 保護司候補者検討協議会
保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と保護司会が共同で設置するもの。保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、地域の事情に通じた学識経験者等に参加の協力を得て開催されている。

2 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

(1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】

警察は、少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めている（【施策番号60、78、88】参照）。こうした少年警察ボランティア等の活動を促進するため、当該活動に関する広報の充実を図るとともに、謝金や交通費等を必要に応じて支給するほか、研修の実施や民間団体等が実施する研修への協力を推進するなど、支援の充実を図っている。

(2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】

法務省は、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアが、それぞれの特性を生かして活動することを促進するため、各種研修の実施を始めとする支援を行っている。また、都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（2023年（令和5年）4月現在、全国で67事業者）は、保護司等の更生保護ボランティアの円滑な活動を支えるための助成、研修等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動等を行っており、保護観察所は、これらの活動の促進を図っている。

さらに、民間協力者による更生保護の諸活動を一層充実したものとするため、保護司会、更生保護女性会及びBBS会の相互の連携を強化することに焦点を当て、各地で三団体合同の研修を実施し、各団体の取組を共有するとともに、新たな連携方策を検討するための講義やグループワークなどを行っている。

また、保護司については、その担い手の減少傾向と高齢化に歯止めを掛けるため、保護司の活動支援及び担い手の確保の取組を進めてきたところ、2021年（令和3年）1月には、総務大臣から法務大臣に対して、これらの取組をより一層推進するための必要な措置を講ずるよう勧告もなされた。この勧告を踏まえ、地方公共団体に対し、面接場所の確保や保護司適任者の情報提供等についての協力要請を行うとともに、保護司専用ホームページ“H@（はあと）”による情報技術の活用、保護観察事件等における複数担当制や地域処遇会議（複数の保護司が集まり、処遇や地域活動に関して情報の交換や共有を行うための会議や打合せ会）等、保護司相互の相談・情報共有を促進する取組を行っている。

BBS会については、運動の理念や活動の指針を示す「BBS運動基本原則」を約20年ぶりに改定するための検討委員会が日本BBS連盟内に立ち上がり、時代の変化に対応する新たな運動の規範を定めるため、協議が進められている。

更生保護女性会については、組織の独立性を担保し、活動の幅を広げていくため、全国組織である日本更生保護女性連盟を2023年（令和5年）3月に一般社団法人化した。

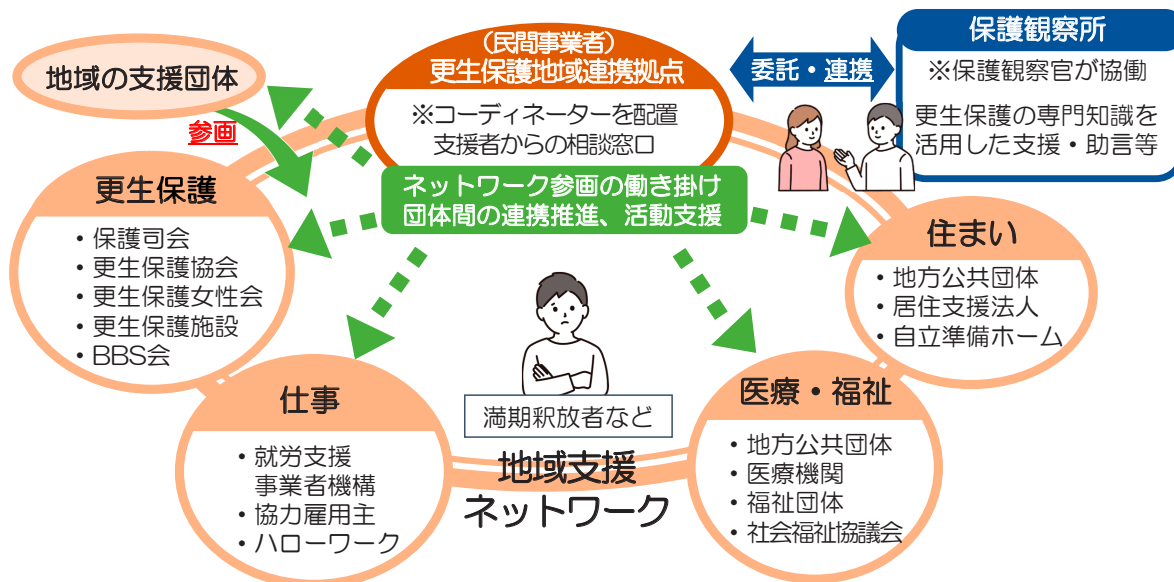
なお、更生保護ボランティアを始めとする地域の民間協力者等の活動を支援するため、2022年（令和4年）10月から、保護観察所3庁（旭川、さいたま及び福井）において、地域の関係機関、民間協力者等による支援ネットワークを構築するとともに、それぞれが行う立ち直りに向けた支援活動の後方支援を行う「更生保護地域連携拠点事業」を民間事業者に委託し、実施している（資6-92-1参照）。

資6-92-1

更生保護地域連携拠点事業の実施イメージ

更生保護地域連携拠点事業の実施イメージ

○関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者が、保護観察所から委託を受けて実施
○令和4年10月から、全国3庁（旭川、さいたま及び福井保護観察所）で実施



頼れる人や居場所がなく、孤立しやすい満期釈放者などを地域全体で支えます。

出典：法務省資料による。

(3) 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】

更生保護サポートセンター（資6-93-1参照）^{※6}は、2019年度（令和元年度）末までに全国全ての保護司会に設置された。同センターは、地方公共団体との連携の下、市役所、福祉センター、公民館等に設置されており、保護司が保護観察対象者等との面接場所の確保が困難な場合に利用できるような面接室を備えている場合が多い。

※6 更生保護サポートセンター

保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点である。

資6-93-1

更生保護サポートセンターの概要

更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

- 保護司・保護司会の地域における活動拠点
- 全国の保護司会に整備
- 保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなど、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐
- 地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の行う処遇活動に対する支援を実施

更生保護サポートセンターの機能・効果

保護司の行う処遇活動への支援

- ・保護観察対象者やその家族との面接場所の提供
- ・保護司の行う処遇活動に関する相談への対応
- ・保護司同士の処遇協議や情報交換等

地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進

- ・地域のコース等を踏まえた犯罪予防活動の企画・実施
- ・一般住民からの非行相談の実施

地域支援ネットワークの構築

- ・地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携
- 地方公共団体、教育委員会・学校、児童相談所、福祉事務所・社会福祉協議会、警察・少年センター、ハローワーク

例

地域への更生保護活動の情報発信

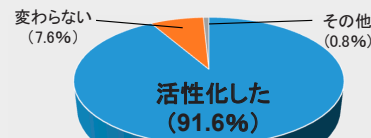
- ・更生保護や保護司会活動に関する情報の発信
- ・保護司適任者の確保
- (保護司候補者検討協議会の企画・実施、保護司活動インターンシップの企画・実施)

保護司会における関係機関との協議会実施回数



設置により地域での支援ネットワークが拡大

保護司会活動の活性化について



(平成29年度までにサポートセンターを設置した501地区を対象)

設置により保護司の活動意欲が向上し、活動が活発化

出典：法務省資料による。

3 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

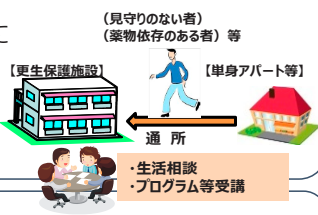
(1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

法務省は、更生保護施設退所者等が地域生活に定着するまでの間の継続的な支援として、生活相談支援や薬物依存からの回復支援等の実施を更生保護施設（【施策番号26】参照）に委託する取組を行っている。2017年度（平成29年度）からは、更生保護施設退所者等が更生保護施設に通所して支援を受ける「フォローアップ事業」（資6-94-1参照）を実施しており、2022年度（令和4年度）の委託実人員は905人（前年度：400人）、延べ人員は5,866人（前年度：2,701人）であった。さらに、自発的に更生保護施設に通所できないなど、従来の通所型のフォローアップ事業では支援の手が届かない者に対しても必要な支援を行うため、2021年（令和3年）10月から訪問支援事業（資6-94-2参照）を開始し、2023年（令和5年）4月現在で全国11施設において、更生保護施設職員が更生保護施設退所者等の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行う取組を実施している（2022年度（令和4年度）の委託実人員は345人、延べ人員は2,087人である）。

資6-94-1

更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要

更生保護施設に対する「通所処遇」の委託 (フォローアップ事業：平成29年度～)

目的	(更生保護施設を退所するなどして) 地域に居住している者の自立更生のため、更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした 継続的な支援 を実施するもの。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活相談支援 更生保護施設職員の面接等による生活相談への対応 (自立更生に向けた助言・支援) ○ その他、薬物等への依存からの回復支援など、改善更生に資する様々な働きかけを集団又は個別で実施
対象	<p>保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち、支援内容に応じて、次の者が対象</p> <p>①生活相談支援 原則として更生保護施設を退所した者のうち、更生保護施設への通所が可能であり、自立更生に向けた生活上の課題解決に向けて生活相談支援が有用であると認められる者</p> <p>②その他 更生保護施設への通所が可能な者のうち、薬物への依存を有するなど、改善更生に向けた働きかけが必要と認められる者</p> 
法制上の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時保護事業 (更生保護事業法第2条第3項) ○ 補導援護及び更生緊急保護における「社会生活に適應させるために必要な生活指導」(更生保護法第58条第6号、第85条第1項)の委託

出典：法務省資料による。

資6-94-2

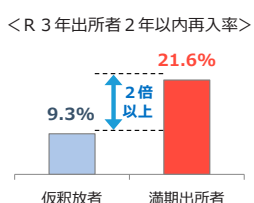
更生保護施設における訪問支援事業の概要

訪問支援事業について

背景・導入の経緯

- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「**フォローアップ事業**」を開始 (H29年度～)
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要** (R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」)
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**

< R3年出所者2年以内再入率 >



対象者	再入率
仮釈放者	9.3%
満期出所者	21.6%


➡ アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始 (R3.10～)

概要

実施施設	<p>全国11施設を訪問支援実施施設として指定し、訪問支援職員を配置</p> <p>[函館、宇都宮、さいたま、東京(2施設)、京都、大阪、岡山、広島、福岡、熊本]</p>
対象者	<p>保護観察対象者または更生緊急保護対象者であって、実施施設を退所する等し、現に実施施設に収容保護されていない者</p>
支援の方法・内容	<p>訪問支援職員が、更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問するなどにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施</p>

定期的な訪問による生活相談支援等

- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導
- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援
- …等



出典：法務省資料による。

(2) 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

更生保護施設は、一時的な居場所の提供を行うだけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として一層多様かつ高度な機能が求められるようになってきている。そのため、法務省は、2018年度（平成30年度）以降、有識者検討会及び実務者等による意見交換会を開催し、2019年（平成31年）3月、有識者検討会から「これからの更生保護事業に関する提言」を得た。同提言においては、更生保護施設退所者へのフォローアップの重要性についてなど、更生保護事業の在り方に関する幅広い指摘がなされた。これを踏まえ、2021年（令和3年）10月から、全国8施設において訪問支援事業を開始し、2023年（令和5年）4月には新たに3施設を指定し、現在11施設において訪問支援事業を行っている。また、2023年（令和5年）4月から、保護観察所が更生保護施設に対して、入所者や施設を退所した者等の特性に応じた多様な措置（特定補導）の委託を開始するなど事業の見直しに取り組んでいる（【施策番号27、94】参照）。

4 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

(1) 再犯防止活動への民間資金の活用【施策番号96】

法務省は、2021年度（令和3年度）から、成果連動型民間委託契約方式^{※7}の一類型であるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）^{※8}を活用し、少年院に在院している少年のうち、意欲のある者に対し、学習支援を行う事業（資6-96-1参照）を実施している。この事業は、SIBの手法を活用することで民間のノウハウを最大限に引き出しつつ、少年院在院中から出院後まで継続的かつ一貫した学習支援を行うことにより、対象者の再犯・再非行の防止を実現することを目的としている。

また、法務省は、更生保護女性会やBBS会を始めとする更生保護関係団体による犯罪予防・再犯防止活動等の継続を支援するため、クラウドファンディングを活用した民間資金調達に関する実践研究を行い、更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用、更には更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図ることを目的とした実践マニュアルを作成した（資6-96-2参照）。さらに、BBS会の各種研修用教材として、クラウドファンディングの実践方法を紹介する動画を作成した。

※7 成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success、PFS）
地方公共団体や国が、民間事業者に事業を委託し、事業の内容について民間事業者に一定の裁量を認めるとともに、事業の成果を評価した上で、その成果に連動して委託費の支払を行うもの。

※8 ソーシャル・インパクト・ボンド（Social Impact Bond、SIB）
成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success、PFS、成果目標の達成度合に応じて支払額が変動する委託契約方式）の一類型であり、民間事業者が金融機関等の資金提供者から当該事業等に係る資金調達を行い、民間事業者から資金提供者への償還等も成果に連動した地方公共団体等からの支払額に応じて行うもの。

資6-96-1

SIBによる非行少年への学習支援事業

再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）事業について

ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）とは

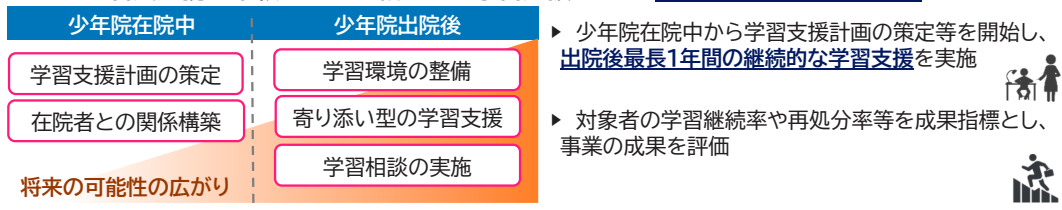
あらかじめ合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる**成果連動型民間委託契約方式（PFS）**の一類型であり、**外部の民間資金を活用**した官民連携による社会課題解決の仕組み

ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）のスキームとメリット



再犯防止分野におけるSIB事業（非行少年への学習支援（令和3年度から））

官民連携の柔軟かつきめ細やかな学習支援により、**学びの継続と充実を図る**



出典：法務省資料による。

資6-96-2

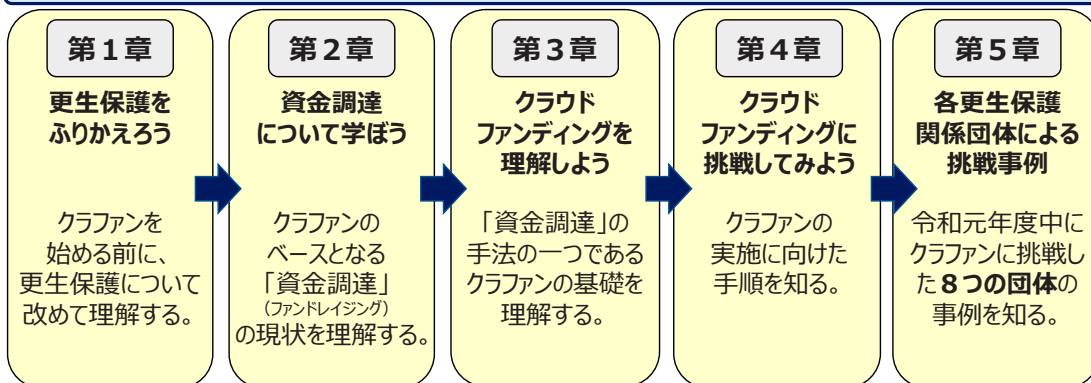
更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアルの概要

更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアル

- 更生保護関係団体（保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設、更生保護協会）が**クラウドファンディング**を行うために必要なノウハウを分かりやすく掲載したもの。
※**クラウドファンディング**とは、インターネットを活用し多くの人々に協力を呼びかけ、活動資金を募ることを言う。

本マニュアルの内容

※クラファンとは、クラウドファンディングの略。



更生保護関係団体がクラウドファンディングを行うメリット

- 資金の問題から、これまでやりたくてもできなかった活動を実施することができる。
- クラウドファンディングを通じて、これまで**更生保護に関わりのなかった人たちに活動を知ってもらう**ことに繋がる。
- 活動の趣旨に共感する人たちが、**会員や支援者として仲間に加わってくれる**。

クラウドファンディングを通じて、更生保護の「輪」を広げよう！



出典：法務省資料による。

(2) 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】

法務省は、2019年度（令和元年度）に社会的成果（インパクト）^{※9}を含む成果指標やその評価方法について検討を行い、その調査研究結果の報告を公表した^{※10}。

また、「成果運動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和5年3月2日成果運動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）^{※11}（資6-97-1参照）において、引き続き再犯防止を含む3分野が重点分野とされており、法務省では、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した再犯防止事業（【施策番号96】参照）を実施するとともに、地方公共団体が再犯防止分野で同様のスキームを活用する際に情報提供することができるよう、前記事業を通じて得られる知見を蓄積することとしている。

資6-97-1 成果運動型民間委託契約方式アクションプランの概要

PFSアクションプラン(令和5年度～7年度)の概要

PFSの普及の現状

- 令和3年度末、100件/82団体でPFS事業が実施。重点3分野(医療・健康、介護、再犯防止)では、65件/66団体で実施。
- PFS事業を検討している地方公共団体は、122団体と一定数見られるものの、多くの団体では未だ導入検討に至っていない。
- これまでの事業は、単年度、小規模のものが半数以上。社会課題の解決に資する本質的なPFS事業の普及は進んでいない。

普及促進の進め方

- 前アクションプランに引き続き、重点3分野の事例を蓄積しつつ、他分野(就労支援、まちづくり、環境など)に横展開を進める。
- 官民連携を通じた社会課題の解決というPFS導入の本来の目的に照らし、「先導的なPFS事業」の形成を促進する。
- 地方公共団体等の委託事業に限らず、社会課題を解決し、その成果に応じて収益が生まれる事業の促進について検討する。

普及促進のKPI

令和7年度末までに達成	※先導的なPFS事業	
1. PFS事業案件数(3年間で90件)	TYPE-A(事例蓄積がある領域)	TYPE-B(事例蓄積が少ない領域)
2. 重点3分野の新規団体数(3年間で60団体) 医療・健康、介護、再犯防止分野	・アウトカム指標に連動した成果支払 ・複数年度事業 ・オープンサウンディング/公募 ・専門機関の助言・監修 ・厳密な評価デザイン ・便益等の推定 ・5000万以上の事業規模	・アウトカム指標に連動した成果支払 ・複数年度事業 ・オープンサウンディング/公募 ・専門機関の助言・監修 ・モデル性の高い成果指標の設定
3. 先導的なPFS事業 [※] の案件を組成		

具体的な普及促進の施策

<p>分野横断的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの改訂、分野別手引きの充実 入門事業パッケージの構築 PFS活用する地方公共団体等に向けた成果評価、行政実務の専門家派遣 関係府省や研究機関等が連携しエビデンス環境を充実 PFS活用経験者と連携した新たな普及啓発・推進体制の構築 交付金の拡充、関係府省補助金等との連携など、普及推進へ戦略的な予算確保 PFS事業で得られた知見を、国等の政策立案、予算措置の検討において活用 	<p>医療・健康、介護(厚生労働省、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 案件形成支援及び標準的モデル構築による横展開の推進 大規模実証事業の成果等を踏まえ、支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備 交付金事業を通じたPFS事業の拡大(活用事例の紹介等)
	<p>再犯防止(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 分野別の手引きを地方公共団体等へ周知、内容を充実 地方公共団体が実施する事業につき、PFSの活用を促進し、その導入を支援
	<p>多様な主体・分野への展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が主体となる新たな成果運動型事業を促進する方策について検討 就労支援・環境・まちづくり等、多様な分野への展開を図る

出典：内閣府資料による。

※9 社会的成果（インパクト）事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果。
 ※10 「再犯防止活動における民間資金を活用した成果運動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究に係るコンサルティング業務調査等結果報告書」URL (<http://www.moj.go.jp/content/001318667.pdf>)



※11 「成果運動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」令和5年3月2日、成果運動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議において、令和7年度までの取組事項等を取りまとめた「成果運動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン（令和5～7年度）」が決定された。
 (<https://www8.cao.go.jp/pfs/actionplan.html>)



5 民間協力者との連携の強化

(1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対し、篤志面接委員^{※12}や教誨師^{※13}等、多くの民間協力者（【コラム7】参照）の協力を得て、犯罪をした者等の処遇を行っている。

2022年（令和4年）は、篤志面接委員が9,109件（前年：1万1,156件）の面接・指導を、教誨師が8,969件（前年：1万1,745件）の教誨を実施した。

保護観察所においては、保護観察及び生活環境の調整を行うに当たり、保護観察官及び保護司の協働態勢を基本としているところ、保護司に過度な負担がかからないよう、保護観察官は医学、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識を生かし、保護観察の実施計画の策定、保護観察対象者の動機付け、処遇困難な保護観察対象者に対する直接的な指導監督や専門的処遇プログラム等を実施し、保護司は地域事情に通じているといった特色を生かし保護観察対象者と定期的に面接し、生活状況の把握や日常的な指導・助言を行うなど適切な役割分担を行っている。なお、保護司の負担を軽減するため、保護観察又は生活環境の調整の実施上特に必要な場合には、複数の保護司で事件を担当する複数担当制を導入している。2022年度（令和4年度）は、保護観察で1,319件（前年度：1,267件）、生活環境の調整で993件（前年度：1,089件）の複数担当を実施した。

検察庁においては、地域の実情に応じて、弁護士会との間で協議会等を開催するなどし、再犯の防止等のための連携体制を強化している。

(2) 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】

法務省及び検察庁は、民間協力者に対し、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供している。

保護観察所では、継続的に保護観察対象者等の指導や支援を行う保護司や更生保護施設職員、自立準備ホームの職員等に対し、生活環境の調整の段階から保護観察期間を通して、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等に関する必要な情報を提供している。

また、BBS会員に保護観察対象者に対する「ともだち活動」を依頼するなど、民間協力者に一時的な支援を依頼する場合に、保護観察対象者等の情報を提供することが必要と認められる場合には、当該情報の取扱いに十分配慮しつつ、必要かつ相当な範囲で適切に提供している。さらに、民間協力者に対する研修等を通じて、保護観察対象者等の個人情報が適切に取り扱われるよう周知徹底を図っている。

(3) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】

法務省及び検察庁は、民間協力者を対象に実施する研修等（【施策番号38、110】参照）において、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供している。

少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助として、地域における関係機関・団体からの依頼に応じて、臨床心理学等の専門的な知識を有する職員を学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会等に派遣し、非行や子育てについての講話や、青少年に対する教育・指導方法についての助言を行っている。主な内容としては、「最近の少年非行の特徴」、「思春期の子どもの心理と接し方」、「非行防止のための家庭の役割」等で、2022年（令和4年）は1,171件（前年：905件）の講演・研

※12 篤志面接委員

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、2022年（令和4年）12月現在の篤志面接委員は1,385人（前年：1,387人）である。

※13 教誨師

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアであり、2022年（令和4年）12月現在の教誨師は1,933人（前年：2,008人）である。

修会を実施した。また、少年院では、教育委員会等からの依頼に基づき、学校教員等に対して、児童・生徒の行動理解及び指導に資する内容の講演、研修講義等を実施している。

矯正施設職員及び更生保護官署職員は、篤志面接委員、教誨師、保護司、更生保護女性会員、BBS会員、更生保護施設職員、社会福祉法人等の民間協力者に対して、研修や講演の機会を通じて、犯罪をした者等への処遇や支援に関する知見を提供している。特に、2022年度（令和4年度）においては、2022年（令和4年）4月から施行された少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）による改正後の少年法に基づく特定少年に係る新たな保護処分の枠組みに関する説明資料を保護司等に配布するなどし、制度の内容を含む少年保護観察対象者等の処遇に関する知見等を提供している。

法務総合研究所は、毎年、犯罪白書や研究部報告として、犯罪をした者等に関する調査研究等の成果を取りまとめ、公表している。2022年（令和4年）版犯罪白書^{※14}の特集の一つである「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」及び研究部報告63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」（2022年（令和4年）10月発刊）^{※15}においては、犯罪者・非行少年の処遇や再犯・再非行防止に向けた取組を進めるための基礎資料を提供し、研究部報告64「特殊詐欺事犯者に関する研究」（2023年（令和5年）3月発刊）^{※16}においては、主として特殊詐欺事犯者の処遇や再犯防止に向けた取組を進めるための基礎資料を提供した（【施策番号87】参照）。

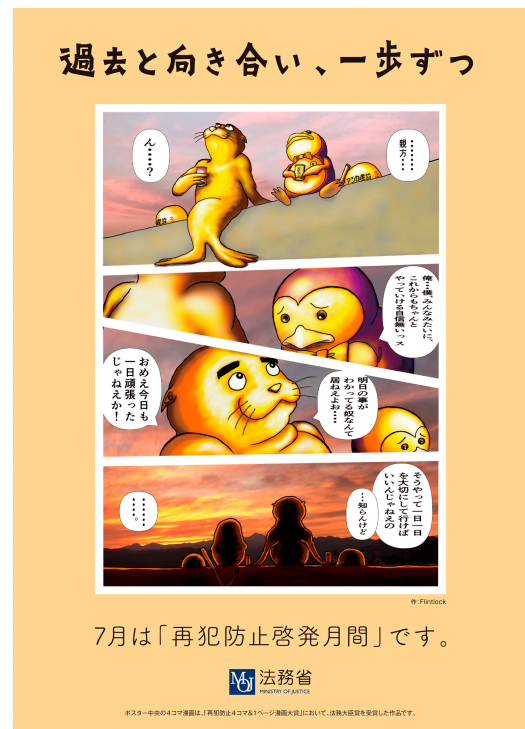
6 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

(1) 啓発事業等の実施【施策番号101】

法務省は、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間である7月を中心に、広報・啓発活動を積極的に展開している。2022年度（令和4年度）は、「再犯防止4コマ&1ページ漫画大賞」^{※17}で法務大臣賞を受賞した作品を活用したポスター（資6-101-1参照）等の作成やSNSを活用した広報啓発を実施した。また、2023年（令和5年）3月には「再犯防止シンポジウム～陣内智則と考える『サイハンボウシ』?～」をYouTube法務省チャンネルで配信した。同番組では、タレントの陣内智則氏の司会進行の下、過去に非行をしたものの立ち直った「当事者」や、当事者の立ち直りを実際に支えた特定非営利活動法人職員などの「支援者」等が一堂に会し、当事者の方の立ち直りの過程を共に振り返りながらクロストークを行った。

資6-101-1

令和4年度再犯防止啓発月間ポスター



出典：法務省資料による。

※14 犯罪白書
各年の犯罪白書の全文を公表している
(<https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/69/nfm/mokuji.html>)



※15 研究部報告63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」
(https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00116.html)



※16 研究部報告64「特殊詐欺事犯者に関する研究」
(https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00119.html)



※17 「再犯防止4コマ&1ページ漫画大賞」
再犯防止をテーマとした印象的な4コマ漫画及び1ページ漫画（1ページ内で完結する漫画をいう。）を広く募集し、優秀作品を法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官から表彰したもの（2021年度（令和3年度）に開催）。同大賞など、再犯防止啓発月間に関する取組は、法務省ホームページ「7月は「再犯防止啓発月間」です」(https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00051.html)を参照。



さらに、法務省は、「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を主唱している。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である。2014年（平成26年）12月に犯罪対策閣僚会議において決定した「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」において、全ての省庁を本運動の中央推進委員会の構成員にするるとともに、2015年（平成27年）からは、毎年、国民の理解を求める内閣総理大臣メッセージを発出するなど、政府全体の取組としてその重要性が高まっている。再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。

2022年（令和4年）に実施した第72回“社会を明るくする運動”では、「#生きづらさを生きていく。」をテーマ（[資6-101-2](#)参照）に、全国で4万2,660回（前年：3万3,495回）の行事が実施され、延べ128万4,167人（前年：86万7,395人）が参加した（【指標番号16】参照）。同運動では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、デジタルサイネージ等を活用した非接触型の広報や、SNS等の多様な媒体を用いた広報等が行われた（[写真6-101-1](#)参照）。また、若年層を始めとする幅広い年齢層の方々にとって身近で親しみの持てるような広報を展開するため、更生保護マスコットキャラクターである「ホゴちゃん」の活用、吉本興業株式会社と連携した広報・啓発活動が行われた。

法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人の社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」を人権啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施するとともに、全国の法務局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。2022年（令和4年）における刑を終えた人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の件数は4件であった。

検察庁においては、学生や一般の方々を対象に実施する広報活動等において、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなど、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進している。

資6-101-2

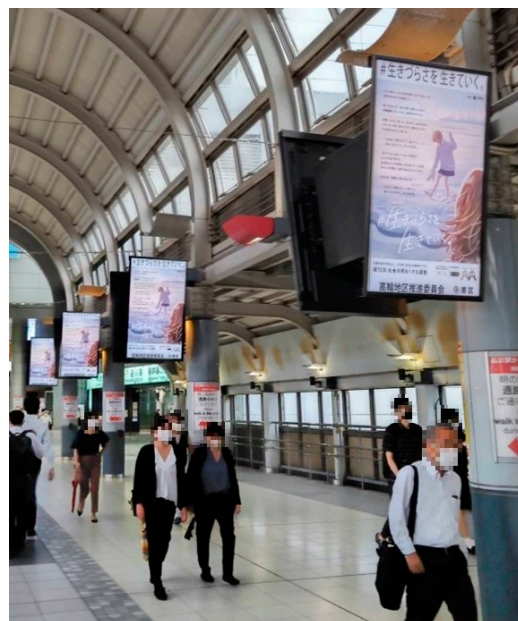
第72回“社会を明るくする運動”ポスター



出典：法務省資料による。

写真6-101-1

駅構内でのデジタルサイネージの活用



出典：法務省資料による。

(2) 法教育の充実【施策番号102】

法務省は、学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育^{※18}の実践の在り方及び教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等、法教育に関する取組について多角的な視点から検討するため、法教育推進協議会及び部会を開催（2022年度（令和4年度）：6回）している。

2022年度（令和4年度）は、2022年（令和4年）4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けのリーフレットを全国の高等学校、教育委員会等に配布したほか、リーフレットの内容に関する専門家の解説動画等を法務省ウェブサイトで公開するなどした^{※19}。

また、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布しており、2022年度（令和4年度）には、刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材である「もぎさい」法教育教材を作成し、教員用の説明資料、授業用ワークシート等の補助資料とともに法務省ウェブサイトで公開した^{※20}。

これらの教材の利用促進を図るため、同教材等を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイトで公開しているほか、法教育の具体的な実践方法を習得してもらうため、教員向け法教育セミナーを実施している。

さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレット^{※21}を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布しているほか、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童・生徒や、一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施している。

矯正施設においても地域の学校等で法教育を行っているところ、特に、少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助として、教員研修において少年院・少年鑑別所に関する内容を始めとする少年保護手続等について講義を行うほか、参観の機会等を利用して少年鑑別所の業務等について説明を行うなどの法教育を行っている。主な内容としては、「少年保護手続の仕組み」、「特定の非行・犯罪の防止（薬物・窃盗・暴力等）」、「生活態度・友達づきあい」、「児童・生徒の行動理解及び指導方法」等である。2022年度（令和4年度）には、矯正施設全体として約1,500回、延べ約7万4,000人に対して法教育を実施した。

また、保護観察所において、学校との連携を進める中で又は広報の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴いて、更生保護制度等に関する説明を行うなどの法教育を実施しており、2022年度（令和4年度）には、約270回、延べ約1万7,500人に対して法教育を実施した。

検察庁において、学生や一般の方々に対し、刑事司法制度等に関する講義や説明等を実施するなどし、法教育を推進している。

7 民間協力者に対する表彰【施策番号103】

内閣官房及び法務省は、2018年度（平成30年度）から、内閣総理大臣が顕彰する「安全安心な

※18 法教育

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育であり、法教育の実践は自他の権利・自由の相互尊重のルールである法の意義やこれを守る重要性を理解させ、規範意識をかん養することを通じて再犯防止に寄与するものである。

※19 成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html



※20 「もぎさい」法教育教材

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_mogisaiban.html



※21 法教育リーフレット

<https://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>



まちづくり関係功労者表彰」において、再犯の防止等に関する活動の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を表彰している。2022年度（令和4年度）は、法務省を含む関係省庁や地方公共団体から推薦を得て、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった合計8の個人及び団体を表彰した^{※22}（資6-103-1参照）。

資6-103-1

令和4年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者・受賞団体と活動概要

受賞者・受賞団体	活動概要
石井 隆 (団体職員)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉的支援が必要な犯罪をした者等に対し、刑事司法の入口から出口まで全ての段階での支援に尽力 刑事施設での受刑者に対する指導に従事するとともに、北海道再犯防止推進会議委員などの各種委員を歴任
平川 吉晴 (自営業)	<ul style="list-style-type: none"> 少年補導員として、少年に対する農業体験や街頭補導活動を行い、少年の立ち直りを支援 駅や商業施設等における防犯啓発活動や、暴力団の危険性や加入防止の呼び掛け等を実施
静岡県更生保護女性連盟 (静岡県静岡市)	<ul style="list-style-type: none"> 更生保護施設での食事づくりや、矯正施設での誕生日会などの各種行事の企画等を実施 “社会を明るくする運動”の一環として、高校生に対して、命や家庭の大切さを考えさせる講座を実施
島根県立松江工業高等学校 JRC 部 (島根県松江市)	<ul style="list-style-type: none"> 実習で使用した作業着の補修等を行い、更生保護施設へ寄付する取組を実施 同施設の利用者の再犯防止を後押しすることに加え、同校の生徒や地域住民等の再犯防止に対する理解を大きく促進させることにも貢献
特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構 (愛知県名古屋)	<ul style="list-style-type: none"> 刑務所出所者等の就職活動と職場定着を継続的に支援し、3か月未満離職率の大幅な低下に寄与 刑事司法手続を終えた者に対しても、国による支援を引き継ぐ形で職場定着支援を実施
松本少年刑務所少年母の会 (長野県松本市)	<ul style="list-style-type: none"> 受刑者との文通を通じ、受刑者の出所後の生活等の相談に対する助言を実施 教科指導に使用する教材や善行が認められた受刑者に対する賞品等を提供
山梨ダルク (山梨県甲府市)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の団体や住民と連携を図りながら、違法薬物等を使用した者に対し、回復支援を実施 同時に、清掃活動を始めとする地域における社会貢献にも取り組み、地域の共生を実現（「山梨モデル」と呼ばれ、他の模範）
Paix ² (東京都千代田区)	<ul style="list-style-type: none"> 全国の矯正施設を慰問し、受刑者等に対して、歌唱の提供と社会復帰に向けた激励メッセージの発信を継続 法務省矯正支援官として、受刑者等の再犯防止に向けたメッセージを積極的に発信

※ 個人、団体の順に50音順。敬称略。

※22 令和4年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者及び功績概要
(<https://www.moj.go.jp/content/001390247.pdf>)



再犯防止を支える民間協力者の方々

1 篤志面接委員^{※23}

名古屋刑務所篤志面接委員 東松 磐樹

① 篤志面接委員として活動するまでの経緯について教えてください。

警察官を定年退職してしばらく経った頃、刑事時代の先輩から「篤志面接委員にならないか。」と誘われ、ちゅうちょなく引き受けました。ちょうどその頃、現職当時を思い出して、「私が携わった被疑者は刑を終えてから、どんな生活をしているのだろうか。元気であるのかな。」と気掛かりになっていた頃でした。また、「残りの人生で、これまでやり残してきたことを少しでも埋めることができれば。」と思い、受刑者の皆さんの改善更生に役立ちたいと考えて活動を始めました。

② 篤志面接委員の活動内容について、教えてください。

活動内容は、暴力団組員等の受刑者の皆さんに対し、社会復帰への手助けとして、暴力団離脱のための働き掛けを実施する「暴力団離脱指導」^{※24}です。私の指導は、社会復帰を目指す受刑者の皆さんの背中をソッと押すような微力なものです。主として、出所後の生活設計について相談に乗っています。社会復帰を目指す受刑者の皆さんは、「自虐感」を持っている方が少なくなく、そうした感情を払拭してもらうため、「誰でも人は優れた面を持っている」ので、「自分には、どんな特徴、特技があるか。やりたい仕事は何か。」を見つけ出し、自分に自信を持って社会に飛び込んでいくよう勇気付けています。



暴力団離脱指導の様子

③ 篤志面接委員の活動のやりがいを教えてください。

「暴力団を抜きたいが、生活が心配だ。」「自分達を社会が受け入れてくれるだろうか。」と出所後の生活に対して不安に思っている受刑者の皆さんは多くいます。確かに、まだまだ受刑者の皆さんが社会復帰するための「受皿」が不十分ではありますが、暴力団からの離脱に一番大切な事は、社会復帰をするという「強い意志と努力だ。」と指導しています。指導の際に、出所して人生に迷いが出た時に、「刑務所にいる間に受けた指導で、先生からこんな事を聞いた。」と思い出してくれたらなと念じながら話をすると、受刑者の皆さんは真剣に耳を傾けてくれます。その姿を見る時、篤志面接委員としての喜びとやりがいを感じます。

④ 印象に残っている体験談を教えてください。

これは失敗談になりますが、篤志面接委員になって間もない頃、受刑者の皆さんに一生懸命話しかけても一向に反応がなく、私の言葉が届いていないと感じ、「何か変なことを言ったのかな。」と悩んでしまったことがありました。よくよく考えると、無意識の内に「あなた達を指導してやるのだ。」とでも言わんばかりに、まさに上から目線の思い上がった指導ぶり、内容も「自分が歩んできた人生訓、成功例」を並べ立て、受刑者の皆さんに対して自慢話でもしているかのようで、今思い返せば大変恥ずかしいものでした。その後は、この経験を強く胸に刻み、受刑者の皆さんと同じ目線で考え、彼らの心情に寄り添い、一緒に考える気持ちで相談に当たるように意識しながら、暴力団離脱に向けた指導に取り組んでいます。

※23 篤志面接委員
【施策番号98】参照

※24 暴力団離脱指導
【施策番号73】参照

2 教誨師^{※25}

青森刑務所教誨師 高山 元延

① 教誨師として活動するまでの経緯について教えてください。

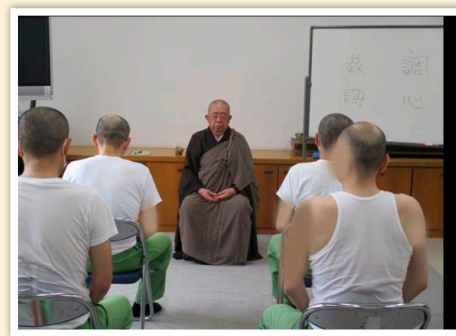
私は曹洞宗常現寺住職として、檀家さんや地域への寺院活動、布教活動、そして地域子ども会や町内会活動、特に青少年活動に従事していました。そんな中、当時、青森少年院で教誨活動をされていた先輩教誨師が、東京矯正管区内の矯正施設に移籍することとなり、その後任教誨師として、同じ曹洞宗の私に白羽の矢が立ち、平成元年、青森県教誨師会所属の教誨師として委嘱されました。

最初、私は辞退しましたが、「高山さん、あなたなら罪を犯した少年達の心が分かるはずだ。」「大丈夫。あなたならやれる。」との先輩教誨師の言葉に励まされ、曹洞宗の教えに基づく被収容者の皆さんへの「教誨」を、私自身への「修行」として受け止め、今日まで私の使命として教誨活動を続けています。

② 教誨師の活動内容について、教えてください。

私の「教誨」は、曹洞宗の「坐禅」を基底とした「坐禅教誨」です。当初は足を組んでの坐禅でしたが、現在は、足の不自由な人、足を組めない人も楽な姿勢でできるようにと「イス坐禅」を行って「自己の心」を見つめる時間としています。

坐禅中は、静寂の空間となります。故に、私の教誨は、まさに「無言の教誨」でもありますが、1回目の坐禅が終わってから提唱講座の時間を設定しています。そこでは、仏教の教え、お釈迦様の物語、歴史上の人物から現代の出来事等を坐禅参加の被収容者の皆さんに分かりやすく説くように心掛けて話し、更に2回目の坐禅をして終わります。



イス坐禅の様子

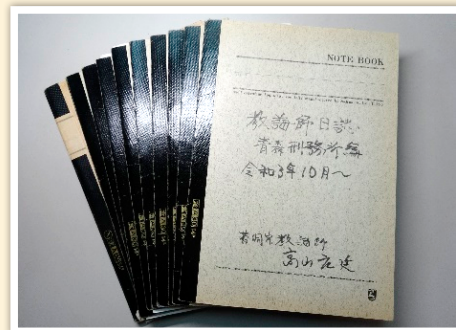
③ 教誨師の活動のやりがいを教えてください。

私は被収容者の皆さんに対して、坐禅の基本である「調身・調息・調心」をこれまで何度も説いています。

それは、現在の心構えとして、また、出所後の社会生活にも取り入れてもらいたいからです。「自分の姿勢や身の行いを常に調べ、怒ったり、感情的になったりする前に、常に息を調える。そのことによって自分の心を調える」ということを理解してもらいたいとの思いがあるからです。

彼らの感想を直接聞くことはできませんが、私が帰る時になると、各自が安堵に満ちた顔になり、また、笑顔で見送ってくれることもあります。

その時私は、今日の教誨は良かったのかもしれないと感じたり、また、その逆を感じたりする時もあります。その「葛藤」がやりがいであるかもしれません。右の写真は私の「教誨活動日誌」です。まさにその「葛藤の歴史」であり、現在10冊目になりました。



教誨活動日誌

※25 教誨師
【施策番号98】参照

④ 印象に残っている体験談を教えてください。

2013年（平成25年）師走、青森刑務所で「カラオケ大会」が開催されることとなり、その前月に同所所長から、審査委員長を引き受けてもらいたいとの要請がありました。

私は、お経は唱えますが歌はあまり上手ではありません。悩んだ末、私の住む街のカラオケ大会審査委員長の方に「どのような基準で採点すればよいのか。」と尋ねました。すると「母音をはっきり歌い切っているかです。」と教えられたのです。

当日、選び抜かれた歌自慢の被収容者の皆さんがステージで歌います。なるほど、それを基準にして聞くと違いが聞き取れました。終了後、そのことを講評で話すと、優秀賞の栄冠に輝いた彼は、にっこりと微笑みを私に返してくれたのです。

3 矯正施設で活動するスポーツインストラクター

名古屋刑務所豊橋刑務支所 檀林 典子

① 刑務所において活動するまでの経緯について教えてください。

スポーツのインストラクターの資格を持っており、これまで、スポーツジム等で10年以上の指導経験があります。現在も、地域の人々の健康に役立つよう、スポーツクラブでエアロビクス、アクアビクス、高齢者の健康体操、こどものスイミングの指導を行っています。

私の知人に刑務所の職員がおり、その職員から私の経験が、受刑者の皆さんの身体機能の維持と向上に役立ち、社会復帰に役立てることができるとの話があって、刑務所で私の仕事を生かすことができるならと興味を持ち、お引き受けすることにしました。

② 活動内容について、教えてください。

1回につき30分間のエアロビクスの指導を月に2回受刑者の皆さんに対して行っています。内容としては、音楽に合わせてウォーミングアップ、メインのエアロビクス、クールダウン、筋トレを中心に、参加者全員で体の動きを合わせ、全員が楽しく体を動かすことができることを心掛けています。

また、高齢者を対象に、週に1回1時間、全6回で、改善指導として健康運動指導^{※26}を実施しています。呼吸を意識しながら筋力をつけることで転倒予防にも役立ち、受刑者の皆さんとコミュニケーションを取りながら心のケアとなるような指導をしています。



健康運動指導の様子

③ 活動のやりがいを教えてください。

社会で自分の意志でクラブや体操教室に通う人と、刑務所の中で授業の一環としてエアロビクスを受ける人とは、特にモチベーションの面で大きな差があると感じます。体を動かすことが好きな人、嫌いな人、やる気がない人など様々であり、初めは私も戸惑いました。しかし、音楽をかけ、リズムに乗って体を動かしているうちに、受刑者の皆さんは私のコリオ（指示する運動の繰り返し）についてきてくれ、表情が少しずつ変わっていくのが分かります。30分という短い時間ではありますが、受刑者の皆さんの集中力、筋力、体力の向上に役立てられていると感じ、うれしく思います。

④ 印象に残っている体験談を教えてください。

健康運動指導は少人数なので、近くで受刑者の皆さんの表情を見ることができます。少しのコミュニケーションで、笑顔が見られるようになり、顔つきも柔らかくなるなどの変化が見られます。教室に入ってくるときは「体が痛い。」と言って、歩くのもつらそうで、椅子に座ったり、立ったりすることが一人でうまくできなかった人が、体操を終えて、帰る時にはスムーズに動けるようになったり、楽しかったという声が出たりするようになった様子を見ると、驚くと同時にやりがいもあると感じています。

※26 健康運動指導
【施策番号35】参照

4 保護司^{※27}

高松地区保護司会 保護司 植松 勉

① 保護司として活動するまでの経緯について教えてください。

市役所の定年退職まであと数年というときのある日、保護司をしていた地域の先輩から「助けてほしい。これまでに十数人に頼んだが断られた。保護司になってくれないか。」との話がありました。突然のことでしたので、少々戸惑いながら「少し、考えさせてほしい。」と返事を保留しました。私自身、以前から地元の自治会活動に参加するなど、ボランティア活動に関心を持っていたこと、また、当時、家族の一人が更生保護関係の職にあったということもあり、家族全員の理解も得られたことから、保護司に従事するために必要な職場の手続を済ませ、保護司を引き受けることにしました。

② 地方公共団体との連携について、教えてください。

地元の地方公共団体からは、研修会場や面接場所として、当地区保護司会の更生保護サポートセンター^{※28}の建物を始め、庁舎や地域のコミュニティセンターの会議室を無償で使用させていただき、また、事業費の助成等、色々な面で協力をいただいています。

また、地方公共団体の職員で保護司をしている方もいますが、その職員が研修会への参加等の保護司活動を勤務時間中に行うに当たっては、職務専念義務を免除してもらうこともあり、保護司活動に理解と協力をいただいています。

③ 高松地区保護司会の活動について教えてください。

昨今の保護司の担い手不足に対応するため、従来、保護司候補者検討協議会^{※29}を3つの支部に設置していましたが、それを10ある分区すべてに設置して、これまでよりも情報網を広げ、新任保護司候補者の発掘に積極的に取り組んでいます。

また、新任保護司等の経験が浅い保護司の不安や悩みごとに対応するため、事例研究・意見交換会を定期的で開催し、経験豊富な保護司がアドバイスをするなど、安心して長く保護司活動を続けられるようにしている分区もあります。

時代に合わせた保護司会活動を模索するとともに、引き続き、地方公共団体や学校等とも連携しながら、地域とともに活動を続けていきたいと考えています。



高松地区更生保護サポートセンター

※27 保護司

【指標番号15】参照

※28 更生保護サポートセンター

【施策番号93】参照

※29 保護司候補者検討協議会

【施策番号90】参照

5 更生保護女性会^{※30}

安佐南地区更生保護女性会 会長 安達 千代美

① 更生保護女性会員として活動するまでの経緯を教えてください。

私は市議会議員として16年近く活動を続けていましたが、ちょうど引退をしようと考え始めた頃に、長く保護司を務めていた友人に声を掛けられ、保護司を引き受けました。保護司になって1年ほど経ってから、更生保護女性会への誘いがあり、更生保護女性会に入会しました。それまで、更生保護の世界をほとんど知りませんでした。仕事柄、地域のいろんな方から相談を受ける立場だったこともあり、さらに地域の皆さんのお役に立てるのであればと思い、地域への恩返し気持ちから引き受けることとしました。今は、周りに支えられながら、会長を務めています。

② 更生保護女性会の活動内容について、教えてください。

こどもたちの登下校の見守り活動や挨拶運動、紙芝居の読み聞かせ、更生保護施設での食事作りの支援、地域のお祭りやイベントへの参加等の活動をしています。特に、地域の中での子育て支援に力を入れており、学校の先生や保護者を対象に、こどもたちの現状について話し合うミニ集会を開催しています。ミニ集会は、こども向けの紙芝居を保護者に見てもらおうことで、こどもとの関わり方を考えてもらう機会となっています。また、高齢者サロンで行った、食育の紙芝居の読み聞かせは、一人暮らしの高齢者に日頃の食事について考えてもらう良い機会となりました。

③ 更生保護女性会の活動のやりがいを教えてください。

紙芝居の読み聞かせに来てくれたお子さんが、翌日の挨拶運動でたまたま顔を合わせて「更生保護のおばちゃんだ!」と気付いてくれた時は、とても嬉しかったです。このような活動の中で生まれる出会いがやりがいにつながっています。「ありがとう」が言えること、感謝の気持ちを持つ大切さをこどもたちに伝えていきたいと思い、「地域でこどもを育てる」ということを意識しています。私たち自身も、「相手を思う『心』」と「地域に育ててもらっている」という感謝の気持ちを胸に、「あのおばちゃんに話してみようかな」と思ってもらえるよう、笑顔で地域の皆さんと関わり、地域とのつながりや「ご縁」を大事にして活動しています。

④ 「紙芝居の読み聞かせ」の活動について教えてください。

制作した紙芝居は、食育をテーマにした「おばーの朝ごはん」と、万引きをしてしまう少女の物語で、非行防止をテーマにした「ミミちゃんのとととと」のほか数種類があります。保育園、児童館、放課後児童クラブなどで、腹話術の「のんちゃん」の人形を活用して紙芝居の読み聞かせをしています。「のんちゃん」の存在はとても大きく、こどもたちの心をつかんでくれます。また、広い会場でも見えやすいように、地域の中学校の美術部や、こどもを支援する大学のサークルの学生たちにお願ひし、紙芝居を拡大したものを制作してもらいました。地域の力を借りて大きくなった紙芝居は、こどもたちも興味津々で聞いてくれました。今後も様々なイベントで使用していく予定です。



児童館における紙芝居の読み聞かせの様子

※30 更生保護女性会
【施策番号59】参照

6 BBS会^{※31}

市川BBSの会（千葉県） 清澤 拓治

① BBSとして活動するまでの経緯について教えてください。

大学1年生から20年以上BBS活動をしています。漠然と福祉を学びたいとの思いで福祉系の大学に入学し、大学の先輩に誘われて、大学に千葉県を活動拠点とするBBS会が発足するタイミングで入会しました。不登校児や非行少年の立ち直りをサポートするという取組に興味を持ったからです。私にとって、BBSとの出会いはその後の専門分野（児童福祉系）を決める上で大きなきっかけとなりました。

大学卒業後は、同じ千葉県内ですが、地元の市川に活動拠点を移し、今に至っています。大学生の頃から、BBSの活動とは別に、市川市内のボランティア活動にも参加していたため、卒業後は地元の方々と一緒にBBS活動を盛り上げたいと思い、移籍しました。

② BBSの活動内容について、教えてください。

BBSはBig Brothers and Sisters movementの略称です。少年たちの兄や姉のような立場で一緒に学び、楽しみ、一緒に汗を流す活動をしています。少年との「ともだち活動」^{※32}や「グループワーク」のほか、「社会参加活動」として、地域に貢献する活動も行っています。市川BBSの会では、市民まつりへの参加活動やポッチャ体験等を社会参加活動と位置づけ、少年も、BBS会員とともにスタッフ・地域の一員として、地域の方々と一緒に汗を流せる場を作っています。

③ BBSの活動のやりがいを教えてください。

市川BBSの会の活動の特徴として、市川浦安地区保護司会や市川地区更生保護女性会を始め、子ども会、特定非営利活動法人、ボランティアグループ、福祉事業所等といった地域の方々と一緒に活動をすることがあります。地域のつながりが希薄になっている昨今ですが、ともだち活動の対象となる少年のほか、地域のこどもからご年配の方まで、年齢、障がいの有無を問わず、みんなが笑顔になっている姿や、みんなで協力しながら活動に取り組む姿を見ると、地区BBS会の活動は意味のあるものだ実感します。

④ 市民まつりへの参加活動について、具体的な活動内容や工夫していること、気をつけていること、今後の活動の展望などについて教えてください。

「いちかわ市民まつり」では、お面作りのお店を出店しています。これは、ともだち活動の対象となる非行少年の社会参加活動であるとともに、こどもの健全育成活動としての側面もあります。少年もスタッフとして、主に来場するこどもたちのお面作りをお手伝いします（紙を切る、お面にするなど）。こどもや保護者から感謝されることもあり、自己有用感の向上につながります。来場するこどもには、使った文具は元の場所に戻すよう、ゴミはゴミ袋に捨てるよう、席は譲り合うよう声掛けします。思いやりや協調性を育むことをこの活動では意識しており、こうしたことが非行・再非行を防止することにつながればと考えています。

※31 BBS会
【施策番号59】参照
※32 ともだち活動
【施策番号65】参照



令和4年のいちかわ市民まつりの様子



7 協力雇用主^{※33}

株式会社TRコーポレーション 宮武 哲也

① 協力雇用主になったきっかけについて教えてください。

協力雇用主となったのは10年ほど前です。ハローワークに求人票を提出したところ、「犯罪歴のある人でも大丈夫だろうか。」と相談を受けたことがきっかけでした。

受入れについて初めは戸惑いや不安がありましたが、思い切って雇用したところ、誠実に仕事に向き合う姿を見るにつれ、当初の不安な気持ちが信頼へと大きく変わっていきました。そして犯罪歴がある人は定職に就きづらいこと、それゆえに再犯を繰り返してしまうという状況を知り、自分が何か立ち直りに協力できないかと思い、協力雇用主になりました。

② 協力雇用主の活動内容について、教えてください。

協力雇用主として、刑務所や少年院を出所・出院した人を雇用するとともに、福岡県協力雇用主会北九州支部副会長を務め、志に賛同していただける新たな協力雇用主の募集活動にも力を入れています。

なお、協力雇用主とは別に、自立準備ホームの運営や保護司としての活動もしています。

③ 協力雇用主の活動のやりがいを教えてください。

立ち直りのためには、仕事だけでなく住む場所も重要だと考え、当社では住むところのない人には社員寮を提供し、家財道具もすべて準備します。また会社負担で資格取得をサポートします。責任ある立場で仕事ができるようになり、責任感ややりがいを持って働いてくれるようになります。

協力雇用主として支援してきた彼らが、今では会社を支える一員として私をサポートしてくれる存在になっていることに気づいた時、心からやりがいを感じます。

④ 非行や犯罪をした人を雇用する上で工夫していることを教えてください。

雇用を重ねる中で気づいたことは、社員としての扱いと立ち直り支援を両立させる必要性です。支援対象者であっても、基本的には他の社員と同じように対応しますが、仕事はチームです。毎日の仕事終わりにはしっかり顔を見て話をし、社員が気軽に相談できるよう、無料で私に電話がつながるフリーダイヤルを設置し、一人一人と向き合っています。社員間の仲間意識を高め、風通しの良いチームづくりが重要だと思います。

※33 協力雇用主
【施策番号1、2】参照

8 更生保護協会^{※34}

更生保護法人広島県更生保護協会 理事 中村琢也

① 広島県更生保護協会の成り立ちや現在の組織について教えてください。

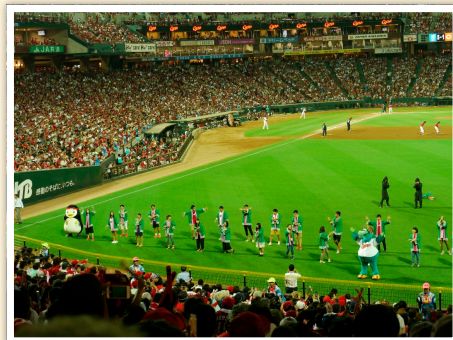
当協会は、1935年（昭和10年）11月7日に「広島県連合保護会」として設立され、数度の変遷を経て1957年（昭和32年）8月10日に「財団法人広島県保護観察協会」となり、1996年（平成8年）4月1日より「更生保護法人広島県更生保護協会」として活動を続けています。現在、普通会员237名、賛助会員375名、特別会員3名であり、役員として理事が23名、監事2名、評議員35名となっています。安定した財政基盤を築くために、広く地元の経済界から理事・評議員に就任いただいて、会員の増強を図っています。また、チャリティー事業等を積極的に実施して、更生保護に関する啓発活動と同時に資金協力をお願いをしています。

② 活動内容について、教えてください。

「チャリティー事業」として音楽会や落語会等を主催し、御参加の皆様にご覧いただくなどの啓発を行うとともに、「社会を明るくする運動」^{※35}では、市内の主要箇所にあるデジタルサイネージを利用して市民の皆様へ、同運動のコンテンツを御覧いただいています。こうした啓発活動を通じて更生保護の趣旨に賛同いただいた賛助会員や篤志寄付者の皆様から頂戴した会費や寄付金を、関係団体の皆様へ助成金として交付しています。さらに、地元で活躍しているスポーツ選手とともに少年院等への慰問活動を行ったり、子ども食堂への参加等の実践活動を行ったりしています。

③ 活動のやりがいや困難であったことを教えてください。

2018年（平成30年）2月に、更生保護啓発活動として、保護司の活動を紹介した映画「君の笑顔に会いたくて」の上映会を企画しました。その際には、広島県保護司会連合会や広島県更生保護女性連盟を始め、関係団体や教育・福祉関係の諸団体の皆様へ御協力いただき、多数の参加を得て上映会を実施することができました。この他、地方公共団体と連携した取組として、更生保護マスコットキャラクターの“ホゴちゃん”の着ぐるみを作成し、「社会を明るくする運動広島県推進委員会」に寄贈しました。県内における各種の更生保護関連イベントに積極的に活用いただいております。



ホゴちゃんを活用した啓発活動の様子

④ 広島県更生保護協会として今後の展望、新たに取り組みたいこと等について、教えてください。

これからの更生保護活動は、もう少し幅の広い観点からの取組が期待されていると考えています。青少年向けの相談窓口の設置や子ども食堂の運営等はその一例です。また、これからの拡充が期待される更生保護地域連携拠点事業^{※36}に対しても、積極的に実施を検討していきたいと考えています。こどもの成長を地域全体で見守り支える社会貢献活動が重要視され、その地域を支える方々の手によって充実が図られていく社会の実現を目指して、より有効な啓発活動や関係機関・団体との連携構築を行っていきたくと考えています。

※34 更生保護協会

保護司、協力雇用主、更生保護女性会、BBS会、更生保護法人等更生保護に協力する民間人・団体に対して助成、研修会の実施、顕彰等を行い、その活動を支援する団体。全国組織である日本更生保護協会と、各地方更生保護委員会や保護観察所に対応する形で更生保護協会がある。

※35 社会を明るくする運動

【施策番号101】参照

※36 更生保護地域連携拠点事業

【施策番号92】参照

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会の取組

法務省保護局

我が国の更生保護は、慈愛の心に基づく明治時代の免囚保護事業に源を発し、多くの民間篤志家の努力により、世界に類を見ない官民協働態勢のもとで発展を遂げてきた。その中でも保護司は、更生保護制度の中核を担っている。その地道な活動の積み重ねは、刑事司法の領域にとどまらず、安全に安心して暮らせる地域社会、ひいては日本社会の基盤を形成するもので、保護司は社会にとっての貴重な財産ともいべき存在である。

1950年（昭和25年）に保護司法が制定され、現在の保護司制度の骨格が作られて以降、全国の保護司は、「人は変わる」という信念のもと、同じ地域に住む隣人の一人として、罪を犯した人や非行のある少年たちの立ち直りを支援するとともに、広報啓発活動や犯罪予防活動に積極的に取り組んできた。

この長年の活動実績を踏まえ、1998年（平成10年）には、保護司組織の位置付けを明確化するとともに、保護司及び保護司組織に対する地方公共団体からの協力規定を新設するなどの保護司法の改正が行われるに至った。

また、2021年（令和3年）に第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres）のサイドイベントとして開催した「世界保護司会議」では、「世界保護司デー」の創設等を盛り込んだ「京都保護司宣言」が採択されるなど、“HOGOSHI”の輪は、我が国の枠を超えて世界への広がりを見せている。

一方で、日本国内では、保護司の高齢化が進んでいる上、担い手の確保も年々困難となっている。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘される。

上記のように、時代を超えて承継されてきた保護司制度の本流をしっかりと見据え、次世代に受け継いでいくことが求められる中、2023年（令和5年）3月17日に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」では、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行」（【施策番号64】参照）が盛り込まれた。

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号64】

法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。

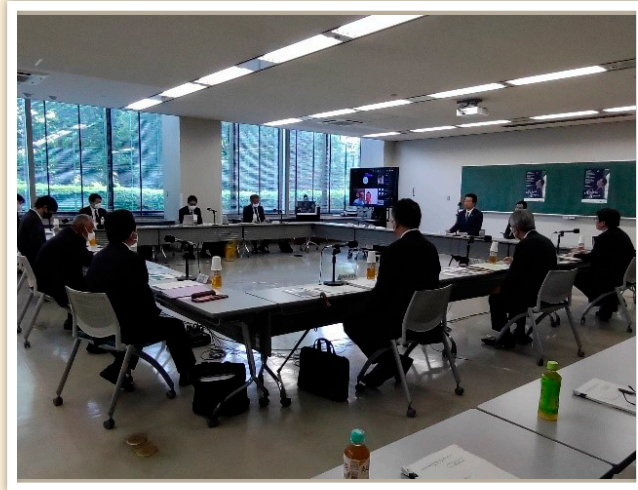
これを受け、法務省では、保護司や外部有識者等から構成される「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」^{※37}を設置した（令和5年5月17日法務大臣決定）。

検討会では、第二次再犯防止推進計画に例示されている事項に加え、これら実務的な課題を横断的に貫く理念として「保護司の使命」を検討することとしている。

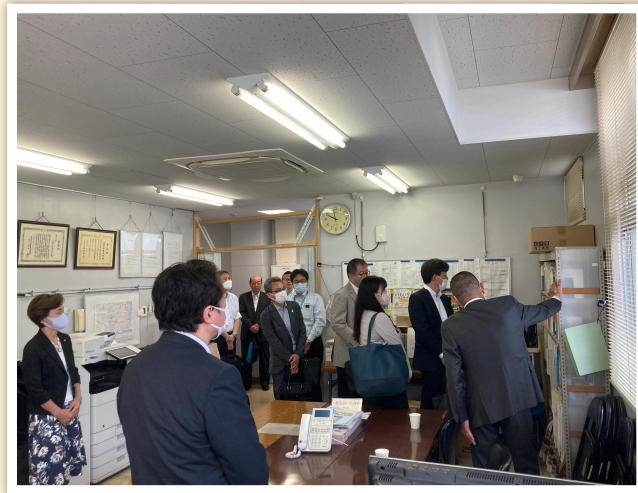
2023年（令和5年）5月以降、定期的に検討会を開催して検討を進めることとしており、2024年（令和6年）に迎える更生保護制度施行75周年の節目に合わせて、一定の結論を出すことを目指している。

※37 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会
検討会の議事録等は法務省ホームページで公表している。
<https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/jizokuhogo05.html>





第1回検討会の様子



第2回検討会の様子（視察）

保護司制度の国際発信

法務省保護局

1. 保護司制度の国際発信の意義

皆さんは、保護司制度を知っていますか。保護司とは、罪を犯した人と同じ地域の一員として、罪を犯した人の良き相談相手となり、その再犯防止や立ち直り支援に大きな貢献をしているボランティアです。

近年、フィリピンやケニアでは日本の保護司制度を参考にしたボランティア制度が導入されるなどしていますが、世界において保護司制度が広く認められているとは言い難い状況にあります。

国際発信を通じて保護司制度の国際的な認知度を一層向上させることは、多くの国々において再犯防止の取組を進める上での参考となり、世界全体の安全・安心な社会づくりに寄与するものであると考えています。

2. 国際会議等における具体的な国際発信の取組

保護司制度の国際発信に関する主な取組について紹介します。

(1) 第1回アジア保護司会議（2014年（平成26年）、東京）

保護司制度やそれに類するボランティア制度を導入しているアジア諸国等（韓国、フィリピン、シンガポール及びタイ、オブザーバーとして中国及びケニア。）から保護司等のボランティアや政府関係者等が集い、それぞれの制度や現状、課題について発表が行われました。会議の総括として、保護司の国際的ネットワークの構築などを盛り込んだ「アジア保護司会議における東京宣言」が採択され、この会議を契機に、日本の保護司制度の国際発信が活発になりました。

(2) 第2回アジア保護司会議（2017年（平成29年）、東京）

第1回会議に引き続き、アジア諸国等から参加者が集い、保護司の社会的認知度の向上をテーマに議論が行われました。社会内処遇に関する国際会合である世界保護観察会議に併せての開催だったため、保護司に類似した制度のない国の方々にも、実際の保護司活動を知っていただく良い機会になりました。

(3) 世界保護司会議（2021年（令和3年）、京都）

第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）のサイドイベントとして、アジア諸国のほか、ヨーロッパや北米等からの参加者も得て開催され、保護司を始めとする地域ボランティアが再犯防止の取組に参画することの重要性等について議論されました。本会議では、「京都保護司宣言」の採択を通じ、「世界保護司デー」の創設を目指すことなど、保護司に代表される民間ボランティアを世界に発信・普及させることの重要性等が確認されました。（詳細は令和3年版再犯防止推進白書の特集2「京都コンGRESS」参照。）

法務省保護局では、保護司組織や関係国とも連携しながら、今後とも保護司を始めとする地域ボランティアの更なる発展と普及に向けた国際発信を推進し、「誰一人取り残さない」社会の実現に取り組んでまいります。



アジア保護司会議の様子



世界保護司会議の様子

Column
10

更生保護地域連携拠点事業の取組

更生保護法人旭川更生保護協会 地域支援コーディネーター 澤田 弘志

国からの委託事業も初めて、事業内容も新規と初物尽くしで取り組んだ「更生保護地域連携拠点事業」（【施策番号92】参照）では、保護観察期間を終えた人、刑務所を満期で出所した人等が安心して相談できる“人と場所（居場所）づくり”のため、2022年（令和4年）10月1日から手探り状態で地域の支援ネットワーク構築等を進めてきました。その過程で感じたことなどを具体的な事例を交えて、御紹介したいと思います。

それでは、地域支援ネットワークの構築からお話させていただきます。

旭川保護観察所管内は、約22,856平方キロメートルと四国4県と京都府を足した広さで、管内の稚内市から旭川市間は259キロメートル、紋別市から旭川市間は180キロメートル離れています。担当するエリアが余りにも広いため、旭川市外に住む支援対象者の視点に立てば、旭川市は身近で気軽に訪れることのできる相談場所とは言い難いのが実情です。

最初は、旭川地域のネットワークを構築し、次に、遠隔地にも支援対象者がおり、支援が届きにくいという課題を解消するため、稚内地域と紋別地域のネットワーク構築に取り組みました。ネットワーク構築のために訪問した支援機関・団体に対して、事業の説明とネットワークへの参画を依頼する際には、保護観察所の御協力のもと作成した2種類（支援者向け、支援対象者向け）のパンフレットが、限られた時間で御理解いただくための効果的なツールとなりました。

初めのうちは、支援機関・団体からネットワークに参画するメリットを求められ大変困惑しましたが、事業成果が再犯防止につながり、安全・安心な地域づくりに役立つものとお話しし、理解を得られネットワークに参画していただきました。地域支援コーディネーターには、更生保護の知識の他に営業力が不可欠ではないかとさえ思ったところでした。

支援事例の一つとして、ハローワークから相談要請があった50代男性の事例を御紹介します。

ハローワークがネットワークの一員であり、対応が難しい生活困窮の相談であったことから、連携相談として“つながった”ものです。支援対象者は、怪我により就労困難となり、生活困窮に陥っていました。じっくり時間を掛け、支援対象者から相談に至った経緯と内容を聞き取り、社会福祉協議会に支援対象者とともに訪問し、必要な支援を話し合い、「緊急小口資金」を申し込むこととなりました。

ただし、貸付金の実行までに日数を要し、この支援対象者は貸付実行日までのつなぎ資金が十分でなかったため、いつでも連絡が取れるようにするなど、日常生活の見守りをしっかりと行うこととなりました。支援までに要する期間を短縮できる制度が必要ではと考えさせられた事例でもありました。

最後に、この事業の今後の課題をお話しします。支援対象者が再び過ちを繰り返さないため、この事業の周知について、支援機関・団体におけるパンフレットの配布だけではなく、効果的な方法がないか検討する必要があります。加えて、各地域のネットワークの構築と並行して地域連絡会議を随時開催していくことが、各支援機関・団体スタッフの継続した意識づけには重要なものと感じています。

また、更生保護という言葉の認知度の低さをいかに向上させていくかという点や、支援対象者の目線に配慮した姿勢等を踏まえ、今後、どのように取り組んで行くべきか考えることが大切ではないかと感じています。

かか
生きづらさを抱え
悩んでいる
あなたへ

いつでも
どこにいても
過ちをくり返す
ことがないよう
その思いを私たちに
伝えてください
私たちが地域で
サポートします

ご相談はこちらへ

更生保護法人 旭川更生保護協会 更生保護地域連携拠点
〒070-0035 北海道旭川市5条通4丁目893-1 旭川市とさわ市民ホール3階
業務日/月曜～金曜 9時～17時(時間外対応可) ※土日祝、年末年始を除く
専用TEL 080-7743-7902 TEL/FAX 0166-56-7838
地域支援コーディネーター……1名 地域支援補佐員……1名

旭川更生保護地域連携拠点



旭川地域拠点ネットワーク連絡会議の様子



稚内地域拠点ネットワーク連絡会議の様子